

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	915
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	社会福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外
意見提出者名	青森県
意見の要点	特例措置が適用される社会福祉施設等の対象に保育所を加えること。
意見に対する 回答	保育所については、その最低基準(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号))において、平屋建てについて耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこととする規定はなく、現行において、木造の平屋建ての保育所を建設することは可能となっています。
担当省庁名	厚生労働省

(様式)構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	915
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	社会福祉施設等に対する耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>特例措置の内容につき、以下の項目についても検討する必要がある。</p> <p>(1) スプリンクラーの設置等について(新たな設置基準の設定等)</p> <p>(2) ゾーン区画について(各ゾーンにおける避難時間・経路の確保)</p> <p>(3) 避難の容易性、確実性について(避難動線上における対策の確立)</p> <p>(4) 避難場所等について(敷地内における避難場所の確保)</p> <p>(5) その他</p>
意見に対する 回答	<p>今回提示した「特例措置の内容」は、国が例示として挙げたものであり、また、社会福祉施設等における利用者の安全を確保するための措置には、多様なケースが想定されることから、国として一律に規制するのではなく、地方公共団体等が地域の特性に応じて主体的に検討すべきものと考えております。</p>
担当省庁名	厚生労働省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	916
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任
意見提出者名	静岡県掛川市
意見の要点	特例措置の内容文中「乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情」とあるが、「その他の事情」とは具体的にどのような事情をいうのか。
意見に対する 回答	保育の実施に係る事務を効率的に実施することが困難となっているような状態については、地域により様々なケースが考えられるところですが、具体的には、今後、乳幼児の数が減少する見込みであることや保育所の入所決定、入所選考等の保育の実施に係る事務の効率化を図ることに強い要望があることなどを想定しています。
担当省庁名	厚生労働省

(様式)構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	917
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	障害児施設における調理業務の外部委託
意見提出者名	福岡県
意見の要点	全国的に取り組めるような施策とすべきではないか。
意見に対する 回答	児童にとっての食事は単に栄養面のみならず、心身の発育に重要な意味を持つものである。今回、自治体からの要望に応じて、特区においては調理業務の外部委託を可能としたが、全国で実施可能か否かについては、尚慎重な検討が必要である。
担当省庁名	厚生労働省